行政財産使用許可に係る光熱水費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 貝塚南高等学校 | 　業者が負担する食堂の電気料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の電気料金を乗じて算出することになっているが、学校全体から普通教室等空調分を差し引いた電気料金を乗じて算出した。また、使用量の小数点未満の端数は処理しないことになっているが、端数処理をして算出したため、業者からの負担金が徴収不足となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 誤（既収納額） | 正 | 不足額 |
| 業者が負担する令和４年度の電気料金 | 283,770円 | 296,850円 | 13,080円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年12月７日）